独立行政法人日本学生支援機構の中期目標

(序 文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十九条の規定により、独立 行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」 という。)を定める。

(前 文)

進学率の上昇による学生の能力・適性や興味・関心の多様化、国際化の進展に伴 う外国人留学生の増加などが進む中で、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校 専門課程(以下「大学等」という。)においては、多様な学生サービスや留学生に 対する支援の充実により、次代を担う優れた人材を育成することが求められている。

このため、教育の重視と学生中心の大学等づくりや留学生施策における質の重視 を進めつつ、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、国際的な相互理解の増 進が図られなければならない。

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、我が国における学生支援の中核機関として、()学資の貸与その他の学生等の修学の援助や、() 大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、()留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び留学生に対する支援施策を総合的に行うことが期待されているところである。

以上を踏まえ、機構の中期目標を以下のとおりとする。

中期目標の期間

機構が実施する学生支援業務は、学資金の貸与や支給など、長期的視点に立って行われる必要があることから、中期目標の期間は、平成16年4月から平成21年3月までの5年間とする。

業務運営の効率化に関する事項

1 業務の効率化

(1)一般管理費等の削減

法人統合のメリットを最大限に生かしつつ業務の効率化に努め、一般管理費 (人件費を含む。)に関しては、平成15年度予算を基準として中期目標期間中、 その16%以上を、その他の事業費(人件費を含み、学資金貸与業務費を除く。) に関しては、その9%以上を削減すること。

なお、人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定) において示された国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公 務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、併せて役職員の給与について給与 体系の見直しを行うこと。

また、学資金貸与事業についても、学資金貸与の業務執行に要する事務経費の削減、貸付金の回収率の向上による返還金の確保等に最大限努めることとし、学資金貸与業務に係る費用について、中期目標期間中、毎年度、対前年度3%程度以上の効率化に努めること。

(2)外部委託等の推進

業務のうち、低コストかつ高品質のサービスの提供が可能な業務については、 外部委託等の推進を図ること。

特に留学生宿舎の管理運営については、外部委託により、運営の効率化を図ること。

(3)業務・システムの最適化

奨学金貸与・返還・情報個別管理システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに関する最適化を行うこととし、平成19年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定し公表すること。

2 組織の効率化

(1)適切な組織体制の構築等

業務執行が最も効率的・効果的に行えるよう、適切かつ柔軟な組織体制の構築 及び職員配置を図ること。

また、地方支部で実施する業務の執行体制についても必要に応じ見直しを図り、 効率化・体系化を図ること。

(2)適切な人事管理

職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置とし、職員の能力向上を図ること。

3 評価

業務の全般について、自己点検や外部評価を実施し、その結果を踏まえて業務運 営等の見直しや改善を図ること。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 共通的事項

(1)透明性及び公平性の確保

機構が学生及び留学生への各種の支援業務を実施するに当たっては、手続きの透明性及び公平性の確保を図るため、適切な審査基準及び審査体制等を整備すること。

(2) 広報活動の充実

事業全般にわたり、国内外の学生等に対する広報活動を充実すること。

(3)情報公開の推進

事業全般にわたり、適切な情報公開を行うこと。

2 学資の貸与その他援助

学生等への学資金貸与事業については、教育の機会均等及び優れた人材の育成という観点から、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、以下のような点に留意し、実施すること。

また、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、 貸与業務のより一層の効率化・合理化を図ること。

(1)情報提供の充実

学資金貸与機会の拡充の観点から、貸与する学資金の種類、貸与条件等について、インターネット等による情報提供を充実すること。

(2)諸手続きの改善、効率化

諸手続きの改善、効率化により、大学等及び学生等の学資金貸与申請等に係る 事務負担を軽減するとともに、手続きの迅速化を図り、大学等からの推薦等受付か ら採用決定等までの所要日数について、中期目標期間中、一層の短縮を図ること。

(3)回収率の向上

学資金貸与事業は、返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、回収率を向上させるため、学生等の返還意識の涵養、口座振替による返還の推進を図ること。

また、返還金回収業務について、外部委託による業務効率の推進を図りつつ、 延滞した場合における督促の強化、連帯保証人等への適切な請求、必要に応じた適 切な法的措置などを講ずること。

(4)機関保証制度の導入

学生等の自立を支援する観点から、連帯保証人及び保証人の制度に加えて、機関保証制度を導入すること。なお、その運用に当たっては、人的保証制度との選択制とすることを基本とするとともに、保証料の水準や支払方法等に配慮するなど、 奨学生の経済的負担等に対する教育的配慮を十分行うこと。

(5)適切な適格認定の実施

大学等と連携し、学資金の貸与を受けている者が学業不振等の場合の学資金貸与の廃止・停止等の基準(ガイドライン)の一層の周知を図るなど、適切な措置を講じること。

(6)返還免除・猶予制度の適切な運用

優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除をはじめ、学資金の返還の猶予・免除については、対象となる者の基準を明確なものとするとともに、運用に当たっては、客観性、公平性の確保に十分留意すること。

3 留学生への学資の支給その他の援助

(1) 留学生の質の確保への留意

留学生への学資金の支給その他の援助は、厳正な選考及び大学等との連携を図ることにより、留学生の質の確保に留意して行うこと。

(2)諸手続きの改善、効率化

諸手続きの改善、効率化により、大学等及び留学生の学資金支給申請等に係る 事務負担を軽減するとともに、手続きの迅速化を図り、申請から支給までの所要日 数を平成15年度実績以下とすること。

(3)国費留学生等に係る支給業務の円滑化

国費留学生制度及び長期留学生派遣制度等に係る学資金支給業務については、 国や大学等と連携を図り、円滑な支給を行うこと。

(4)私費留学生に対する支援

私費による留学生に対し、大学等及び日本語教育機関における学習を奨励するため、学資金の給付等の経済的な支援を行うこと。また、学生交流の推進を図るため、大学間交流協定に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流について、学資金の給付等の経済的な支援を行うこと。

(5)医療費補助の見直し

医療費補助については、国民健康保険制度との適切な役割分担を図る観点から、 事業の実施方法等について見直しを行うこと。

4 留学生寄宿舎等の設置及び運営等

(1)計画的な施設整備

適切な改修等により施設機能の維持向上を図るとともに、長期的視点に立ち計画的に施設整備を行うこと。

(2) 入居者に対するサービスの向上等

留学生寄宿舎における入居者へのサービスの向上や相談・カウンセリング等を 充実するとともに、留学生寄宿舎を拠点とした地域との交流事業を推進すること。 その際、入居者にアンケートを行い、70%以上の者から肯定的な評価を得ること。

(3) 留学生宿舎建設等への助成

留学生のための低廉かつ良質な宿舎の確保のため、地方公共団体等が行う留学 生宿舎の建設等に対し、助成を行うこと。

また、助成対象の留学生宿舎の運営状況については、適切に把握すること。

5 日本留学試験の実施

(1)試験の質の向上等

日本留学試験は、国内外において一斉に実施され、多くの大学が留学生の入学 者選抜の一環として利用しているものであり、試験の公平性や信頼性を確保し、適 正に実施すること。特に、良質の問題を作成するため、問題作成の体制の整備を図 ること。

(2) 利活用の拡大

我が国への留学希望者にとって利用しやすい試験となるよう、海外の実施国・ 都市の数を15年度実績(9か国・12都市)以上とすること。また、本試験を利 用した渡日前入学許可が拡大するよう、大学等に対する広報等を充実すること。

6 日本語予備教育の実施

(1)教育内容等の改善

学生のニーズ等を適切に踏まえ、教育内容や教育方法の改善を進めること。また、修了者にアンケートを行い、教育内容等について、70%以上の者から肯定的な評価を得ること。

(2)日本理解の促進

将来、日本と各国との友好促進のリーダーとなりうる人材の育成を目指し、教育の一環として、日本人各層との交流等を通じ、日本の文化、事情等の日本理解を促進すること。

7 留学生交流推進事業

(1) 留学情報提供・相談機能の強化

留学生交流推進のため、留学情報センター等における我が国及び海外への留学に関する情報の収集・提供、相談の充実を図るとともに、ホームページの内容の充実を図り、留学に関する照会件数及びホームページへのアクセス件数を平成15年度実績以上とすること。また、「日本留学フェア」の開催、事務所の設置など海外における情報提供・相談機能の強化を図ること。

(2)国際的なセミナー等の開催

国際的なセミナー、シンポジウム等の開催等により、留学生交流の推進を図ること。

(3)帰国留学生に対するフォローアップの充実

留学生交流の意義を高めるため、帰国留学生のデータベースの作成等により、 留学生の帰国後のフォローアップを充実すること。

8 大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供

(1)学生支援担当教職員に対する研修の充実

大学等において学生支援業務を担当する教職員に対するテーマ別研修会を全国又は地区毎に開催するとともに、研修内容の充実を図ること。その際、各研修会の参加者にアンケートを行い、70%以上の者から肯定的な評価を得ること。

(2) 学生支援関連情報の収集・提供等の充実

転学、就職、ボランティア活動、メンタルヘルスなど、学生等の修学、進路選択、心身の健康等に関する情報・資料の収集・提供等の充実を図ること。

9 学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究

国の施策等に反映させるため、学生及び留学生の生活費や収入状況、民間等の奨学金事業の実施状況等に関し、調査研究を行うこと。また、調査研究の成果については、広く公開すること。

10 その他附帯業務

高校生等に対する学資金の貸与事業については、平成17年度入学生からは都道府県において事業が実施されることから、都道府県に対する技術的援助、助言、情

報提供などを適切に行うこと。

財務内容の改善に関する事項

(1)収入の確保等

寄附金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図ること。

また、学資金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努めること。

(2)業務における固定経費の節減

業務実施に当たっては、節約を行うとともに、効率的な業務運営を行うこと等により、固定経費の節減を図ること。

(3)学資金貸与事業における適切な債権管理の実施

学資金貸与事業については、民間基準に準拠した債権分類基準による債権分類を推進し、債権の適切な管理を行うとともに、中期目標期間中の学資金の回収率を高め財務基盤の健全性を図ること。また、これまでの回収実績等を踏まえ、適正な貸倒引当金を計上すること。

(4)リスク管理債権の割合の抑制

中期目標期間末において、要返還債権に占めるリスク管理債権(3月以上の延滞債権)の割合を無利子学資金については、8.5%以下、有利子学資金については8.0%以下とする。

その他業務運営に関する重要事項

- (1)施設・設備の整備については、本部施設の整備を含め、長期的視点に立って推進する。
- (2)人事管理(定員管理、給与管理、意識改革等)、人事交流の適切な実施により、内部管理業務の改善を図る。